

建築系工事における評価

1. 評価基準

A. 監督員

評価値による(a、b、c、d、e)の5段階評価を行う。

B. 主任監督員

評価対象項目の該当項目を総合に判断して(a、b、c、d、e)の5段階評価を行う。

C. 検査担当

- ・ 施工管理は、評価値による(a、b、c、d、e)の5段階評価を行う。
- ・ 出来ばえは、評価値による(a、b、c、d)の4段階評価を行う。
- ・ 出来形及び品質については、評価値による(a、a'、b、b'、c、d、e)の7段階評価を行う。

2. 判断基準

A. 7段階評価

評価値	90%以上	a
	80%以上90%未満	a'
	70%以上80%未満	b
	60%以上70%未満	b'
	50%以上60%未満	c
	50%未満	d

B. 5段階評価(4段階評価)

評価値	90%以上	a
	80%以上90%未満	b
	60%以上80%未満	c
	60%未満	d

※ 評価値 = 該当項目数 / 評価対象項目